

**社会福祉法人岩手ひだまり会**  
**役員の報酬等に関する規程**

**(目 的)**

第1条 この規程は、社会福祉法人岩手ひだまり会定款（以下「定款」という。）第21条の規程に基づき、必要な事項を定めるものとする。

**(役員の種類)**

第2条 この規程において「役員」とは、定款第15条に基づき理事及び監事をいう。

**(報酬の意味)**

第3条 この規程において「報酬」とは、常勤役員としての職務執行による対価として支払う金銭をいう。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

**(報酬額の決定)**

第4条 常勤役員の報酬は、法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準、職員の給与水準等を考慮し、評議員会において適切な額を決定して支払うものとする。

**(報酬の支給)**

第5条 報酬の支給方法及び支給日は、職員の給与の支給の支払方法及び支給日に準ずる。

**(費用弁償)**

第6条 役員が費用弁償は、「費用弁償支給規則」に基づき支払うものとする。

**(改 廃)**

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を要する。

**附 則**

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成29年6月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。